

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成27年5月13日（平成27年（行情）諮問第300号）

答申日：平成29年3月24日（平成28年度（行情）答申第816号）

事件名：平成26年度国内における統合訓練（実動訓練）に関する自衛艦隊一般命令等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成26年度国内における統合訓練（実動訓練）に関して「行政文書ファイル等」（平成23年防衛省訓令第15号「防衛省行政文書管理規則」）に綴られた文書（主に訓練計画）の全て。＊電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙1に掲げる7文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定については、別紙3に掲げる部分を開示すべきであり、本件対象文書のうち文書2及び文書7の電磁的記録を対象として改めて開示決定等をすべきである。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年1月29日付け防官文第1056号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）本件対象文書の本来の電磁的記録についても特定を求める。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」（別件訴訟における準備書面）である。

そこで国の解釈に従って、本件対象文書の電磁的記録についても特定を求める。

（2）一部に対する不開示決定の取消し。

不開示とされた部分につき、当該部分に記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これに該当する行政文書として、本件対象文書のほか15文書を特定した。

本件開示請求に対しては、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成26年10月16日付け防官文第15315号により、「平成26年度国内における統合訓練（実動訓練）の実施に関する自衛隊一般命令（自般命第38号。26.4.21）」について開示決定を行った後、平成27年1月29日付け防官文第1056号により、本件対象文書につき、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定（原処分）を行ったところ、原処分に対して異議申立てがされたものである。なお、残りの14文書については、同年2月23日付け防官文第2277号により一部開示決定を行った。

2 本件対象文書の電磁的記録について

本件対象文書を管理している自衛艦隊司令部及び掃海隊群司令部では、本件対象文書を従来より紙で管理しており、電磁的記録は保有していない。

また、原処分に当たって確実に期すために実施した書棚、書庫及びパソコン内のファイル等の探索においても、電磁的記録を保有していないことを確認しており、さらに、本件異議申立てを受けて実施した、再度の探索においても電磁的記録は確認されなかった。

3 法5条該当性について

原処分において不開示とした部分及び不開示とした理由は、別紙2のとおりである。

4 異議申立人の主張について

- (1) 異議申立人は、「国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」（別件訴訟における準備書面）である。」として、本件対象文書の本来の電磁的記録についても特定を求めるが、上記2のとおり本件対象文書については電磁的記録を保有していない。
- (2) 異議申立人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、一部に対する不開示決定の取消しを求めるが、本件対象文書の法5条該当性について十分に精査した結果、その一部が別紙2のとおり同条3号に該当することから、当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (3) 以上のことから、異議申立人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが適当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成27年5月13日 諮問の受理

- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月 28 日 審議
- ④ 平成 28 年 12 月 1 日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 平成 29 年 3 月 16 日 審議
- ⑥ 同月 22 日 審議

第 5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、平成 26 年度に国内で実施された統合訓練（実動訓練）に関して発出された一般命令等であり、処分庁はその一部を法 5 条 3 号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、異議申立人は本件対象文書の電磁的記録の特定及び不開示部分の開示を求めており、諮問庁は原処分を維持することが適当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の電磁的記録の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁の説明は次のとおりであった。

ア 文書 1 及び文書 3 ないし文書 6 については、紙媒体により配布され、原稿である電磁的記録は、保存の必要がなかったため文書完成後に各作成元において廃棄されており、原処分に係る開示請求の時点においては紙媒体しか保有していなかった。

イ 文書 2 及び文書 7 については、原稿である電磁的記録は、データ容量が少なく改ざんが難しい PDF ファイルに変換した上で廃棄し、配布先の一部に対しては、当該変換後の PDF ファイル形式の電磁的記録により、海上自衛隊において運用する特定の文書管理サイトを通じて配布していたものであり、当該サイト上での PDF ファイル形式の電磁的記録の保有はもともと把握していた。もっとも、情報保全上、当該サイトから当該電磁的記録自体を取り出すことは技術的に不可能であり、電磁的記録による開示の実施はできないことから、飽くまで紙媒体のみが開示請求の対象となるものと解釈し、当該電磁的記録を特定することはしなかった。

しかし、今回改めて検討したところ、当該電磁的記録も紙に印刷することは可能なのであるから、電磁的記録自体を取り出せないという点は、開示の実施の問題にすぎないので、本来、当該電磁的記録をも特定すべきであったと考えており、改めてこれについて開示決定等を行うこととしたい。

(2) そこで、以下検討する。

ア まず、諮問庁の上記（１）イの説明を踏まえれば、防衛省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書として、文書２及び文書７についてPDFファイル形式の電磁的記録を保有していると認められるので、これを対象として改めて開示決定等をすべきである。

イ 他方、本件対象文書が自衛隊の特定訓練への参加に関する命令等であることや、そのうちの文書２及び文書７の具体的内容を踏まえれば、文書２及び文書７についてPDFファイル形式以外の電磁的記録を保有しているはずであるとはいえず、文書２及び文書７についてPDFファイル形式の電磁的記録を保有しているとしても、その他の文書についても電磁的記録を保有しているはずであるとはいえないから、文書１及び文書３ないし文書６の電磁的記録並びに文書２及び文書７のPDFファイル形式以外の電磁的記録は保有していないとする諮問庁の上記（１）の説明は不自然、不合理とはいえず、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、防衛省において、本件開示請求の時点において、文書１及び文書３ないし文書６の電磁的記録並びに文書２及び文書７のPDFファイル形式以外の電磁的記録を保有していたとは認められない。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

（１）統合訓練の訓練項目、編成、部隊運用及び細部実施要領等に関する情報

別紙２の番号１ないし１５に掲げる部分には、統合訓練の具体的な訓練項目、編成、部隊運用及び細部実施要領等に関する情報が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の統合運用や水陸両用作戦に関する能力、練度及び態勢等が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法５条３号に該当し、不開示とすることが妥当である。

（２）統合訓練の所見等に関する情報

別紙２の番号１６に掲げる部分には、統合訓練の経過概要及び所見等に係る情報が記載されていることが認められる。

当該部分のうち別紙３に掲げる部分を除く部分は、これを公にすることにより、自衛隊の統合運用や水陸両用作戦に関する能力や練度が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法５条３号に該当し、不開示とすることが妥当である。

しかしながら、別紙３に掲げる部分は、当該部分の内容に照らし、法

5条3号該当性を肯定すべきものとはいい難く、また、本件の原処分より後に行われた処分（平成28年度（行情）答申第634号及び同第639号に係る原処分。以下「別件原処分」という。）において開示されていることが認められ、当該部分について、本件原処分では不開示としながら別件原処分では開示としたことを首肯させる事情は認められないから、本件においても当該部分を開示すべきである。

4 付言

別件原処分においては、文書7に相当する文書について紙媒体のみが特定され、別件原処分に係る諮問事件の審理の過程でも、諮問庁は当該文書について紙媒体しか保有していない旨説明していたものであるが、上記2（1）のとおり、諮問庁は文書7について電磁的記録を特定すべきであったと説明しているのであるから、別件原処分においても文書7に相当する文書の電磁的記録が特定されるべきであった。

諮問庁においては、今後、開示請求に該当する文書であるか否かについて適切に判断するよう留意されたい。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした決定については、別紙3に掲げる部分を除く部分は同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別紙3に掲げる部分は同号に該当せず、開示すべきであり、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書として文書2及び文書7の電磁的記録を保有していると認められるので、これを対象として、改めて開示決定等をすべきであると判断した。

（第4部会）

委員 鈴木健太，委員 常岡孝好，委員 中曽根玲子

別紙 1 (本件対象文書)

- 文書 1 平成 26 年度国内における統合訓練 (実動訓練) に関する自衛艦隊一般命令 (自艦隊般命第 298 号。26. 4. 23)
- 文書 2 平成 26 年度国内における統合訓練 (実動訓練) の水陸両用任務部隊統合訓練に関する掃海隊群一般命令 (掃群般命第 50 号。26. 4. 25)
- 文書 3 平成 26 年度国内における統合訓練 (実動訓練) への参加に関する掃海隊群一般命令 (掃群般命第 51 号。26. 4. 25)
- 文書 4 平成 26 年度国内における統合訓練 (実動訓練) における水陸両用任務部隊の統合訓練の細部実施要領 (その 1) について (通知) (掃群 (作) 第 218 号。26. 5. 12)
- 文書 5 平成 26 年度国内における統合訓練 (実動訓練) における水陸両用任務部隊の統合訓練の各細部要領 (その 2) について (通知) (掃群 (作) 第 221 号。26. 5. 14)
- 文書 6 平成 26 年度国内における統合訓練 (実動訓練) における水陸両用任務部隊の統合訓練の各細部要領 (その 3) について (通知) (掃群 (作) 第 225 号。26. 5. 24)
- 文書 7 平成 26 年度国内における統合訓練 (実動訓練) の経過概要及び所見について (報告) (掃群 (作) 第 246 号。26. 6. 9)

別紙 2 (原処分において不開示とした部分及び理由)

文書 1

番号	不開示とした部分		不開示とした理由
1	1 枚目から 3 枚目	全て	参加部隊の細部に関する情報及び本統合訓練の全般に関する情報であり、これを公にすることにより、水陸両用作戦における作戦の内容、能力等が推察されるとともに、海上自衛隊の電報処理規則に基づく命令であり、これを公にすることにより、行動、訓練等における海上自衛隊の電報発信要領、処理規則、指揮通信統制要領等が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当する。

文書 2

番号	不開示とした部分		不開示とした理由
2	本文 1 枚目	「宛先」の一部	参加部隊の細部に関する情報であり、これを公にすることにより、水陸両用作戦における作戦の内容、能力等が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当する。
3	別冊 2 枚目	「見出し」及び「本文 3 行目まで」を除く内容の全て	本統合訓練の実施計画の詳細に関する情報であり、これを公にすることにより、水陸両用作戦における作戦の内容、能力等が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当する。
	別冊 3 枚目から 4 枚目	内容の全て	
	別冊 5 枚目から 6 枚目	「目的」、 「期間」、 「場所」及び 「部隊」の一部を除く内容	

		の全て	
	別冊 7 枚目から 7 8 枚目	内容の全て	

文書 3

番号	不開示とした部分		不開示とした理由
4	4 枚目	「配布区分」 の一部	参加部隊の細部に関する情報であり、これを公にすることにより、水陸両用作戦における作戦の内容、能力等が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当する。
5	5 枚目から 8 枚目	「航路計画」 の全て	本統合訓練の行動計画に関する情報であり、これを公にすることにより、水陸両用作戦における部隊展開の要領等が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当する。

文書 4

番号	不開示とした部分		不開示とした理由
6	1 枚目	「項目の見出し」の全て	本統合訓練の細部実施要領に関する情報であり、これを公にすることにより、水陸両用作戦の内容が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当する。
7	2 枚目	「写送付先」 の一部	参加部隊の細部に関する情報であり、これを公にすることにより、水陸両用作戦における作戦の内容、能力等が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当する。
8	3 枚目から 8 枚目	「別紙第 1」 及び「別紙第	本統合訓練の細部実施要領に関する情報であり、これを公にすることにより、水陸両

		2」の全て	用作戰における作戰の内容，能力等が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法5条3号に該当する。
--	--	-------	---

文書5

番号	不開示とした部分		不開示とした理由
9	1枚目及び 2枚目	「項目の見出し」の全て	本統合訓練の細部実施要領に関する情報であり，これを公にすることにより，水陸両用作戦の内容が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法5条3号に該当する。
10	1枚目及び 2枚目	「宛先」及び 「写送付先」の一部	参加部隊の細部に関する情報であり，これを公にすることにより，水陸両用作戦における作戰の内容，能力等が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法5条3号に該当する。
11	3枚目から 69枚目	「別紙第1」から「別紙第12」の全て	本統合訓練の細部実施要領に関する情報であり，これを公にすることにより，水陸両用作戦における作戰の内容，能力等が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法5条3号に該当する。

文書6

番号	不開示とした部分		不開示とした理由
12	1枚目	「宛先」の一部	参加部隊の細部に関する情報であり，これを公にすることにより，水陸両用作戦の内容，能力等が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法5条3号に該当する。
13	1枚目	「項目の見出し」	本統合訓練の細部実施要領に関する情報で

		し」の全て	あり，これを公にすることにより，水陸両用作戦の内容が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法5条3号に該当する。
14	2枚目から 8枚目	「別紙第1」 及び「別紙第 2」の全て	本統合訓練の細部実施要領に関する情報であり，これを公にすることにより，水陸両用作戦の内容，能力等が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法5条3号に該当する。

文書7

番号	不開示とした部分		不開示とした理由
15	3枚目	「写送付先」 の一部	参加部隊の細部に関する情報であり，これを公にすることにより，水陸両用作戦における作戦の内容，能力等が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法5条3号に該当する。
16	4枚目から 37枚目	「1 経過概 要」及び「2 所見」の全て	本統合訓練の経過概要及び所見に関する情報であり，これを公にすることにより，水陸両用作戦における作戦の内容，能力等が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法5条3号に該当する。

別紙 3（開示すべき部分）

文書 7

ページ	開示すべき部分
4 ページ	「1 経過概要」の項の1行目の1文字目ないし4行目の24文字目、4行目の34文字目ないし7行目の32文字目及び9行目の20文字目ないし15行目の最終文字
	16行目の全て
	表の1行目の全て
5 ページ	1行目の全て
	表の1行目の全て
	表の下1行目の全て
	「2 所見」の項の1行目の全て及び2行目の1文字目ないし4行目の28文字目
6 ページ	9行目ないし11行目の全て
	24行目の全て
7 ページ	2行目の1文字目
	表の下の1行目（表の標題部分）の1文字目ないし3文字目
	下から2行目の1文字目及び10文字目ないし21文字目
8 ページ	12行目の1文字目ないし3文字目
	13行目の1文字目
9 ページ	表の下1行目（表の標題部分）の1文字目ないし3文字目
	表の下2行目の1文字目
	表の下13行目の1文字目
	表の下22行目の1文字目ないし3文字目
	表の下27行目の1文字目
10 ページ	21行目の1文字目
	30行目の1文字目ないし3文字目
11 ページ	2行目の1文字目
	表の下1行目（表の標題部分）の1文字目ないし3文字目
	表の下2行目の1文字目
12 ページ	図の下1行目（図の標題部分）の1文字目ないし3文字目
	図の下2行目の1文字目
	最下行の1文字目
13 ページ	図の下1行目（図の標題部分）の1文字目ないし3文字目
	最下行の1文字目
14 ページ	10行目の1文字目
	20行目の全て
	21行目の1文字目

	2 2 行目の 1 文字目ないし 3 文字目
1 5 ページ	1 1 行目の 1 文字目ないし 3 文字目
	2 2 行目の 1 文字目
1 6 ページ	8 行目の 1 文字目
	1 8 行目の 1 文字目ないし 3 文字目
	3 0 行目の 1 文字目ないし 3 文字目
1 7 ページ	図の下 1 行目（図の標題部分）の 1 文字目及び 2 文字目
1 8 ページ	図の下 1 行目（図の標題部分）の 1 文字目ないし 3 文字目
	図の下 2 行目の 1 文字目ないし 3 文字目
	図の下 5 行目の 1 文字目ないし 3 文字目
	図の下 1 6 行目の 1 文字目ないし 3 文字目
1 9 ページ	8 行目の 1 文字目
	2 4 行目の 1 文字目
	3 3 行目の 1 文字目ないし 3 文字目
2 0 ページ	1 5 行目の 1 文字目ないし 3 文字目
	3 1 行目の 1 文字目
2 1 ページ	1 2 行目の 1 文字目
	1 3 行目の 1 文字目ないし 3 文字目
	2 0 行目の 1 文字目ないし 3 文字目
	3 2 行目の 1 文字目
2 2 ページ	1 5 行目の 1 文字目
	2 2 行目の全て
	2 7 行目の全て
	3 0 行目の全て
2 3 ページ	表の下 2 行目（表の標題部分）の 1 文字目ないし 3 文字目
	表の下 1 2 行目の全て
2 4 ページ	1 行目の全て
	7 行目の 1 文字目
	1 8 行目の 1 文字目ないし 3 文字目
2 5 ページ	1 4 行目の 1 文字目ないし 3 文字目
	2 5 行目の 1 文字目ないし 3 文字目
	3 4 行目の 1 文字目
2 6 ページ	7 行目の 1 文字目ないし 3 文字目
	1 2 行目の 1 文字目ないし 3 文字目
	1 5 行目の 1 文字目ないし 3 文字目
	2 3 行目の 1 文字目ないし 3 文字目
	2 8 行目の全て
2 7 ページ	1 3 行目の 1 文字目
	2 7 行目の 1 文字目

	3 5 行目の 1 文字目
	3 6 行目の 1 文字目ないし 3 文字目
2 8 ページ	4 行目の 1 文字目ないし 3 文字目
	9 行目の 1 文字目ないし 3 文字目
	1 5 行目の 1 文字目ないし 3 文字目
	2 0 行目の 1 文字目
	2 9 行目の 1 文字目
2 9 ページ	1 行目の全て
	2 行目の 1 文字目
	1 4 行目の 1 文字目
	1 5 行目の 1 文字目ないし 3 文字目
	2 4 行目の 1 文字目ないし 3 文字目
	2 8 行目の 1 文字目
3 0 ページ	4 行目の全て
	5 行目の 1 文字目
	3 3 行目の 1 文字目
3 1 ページ	9 行目の 1 文字目
	1 9 行目及び 2 0 行目の全て
	2 1 行目及び 2 2 行目の全て
	2 3 行目の全て
	2 5 行目の全て
	2 7 行目の全て
	2 9 行目の全て
	3 1 行目の全て
	3 3 行目の全て
3 2 ページ	1 行目の全て
	2 行目の 1 3 文字目ないし 1 7 文字目
	3 行目の全て
	4 行目の 9 文字目ないし 1 4 文字目
	5 行目ないし 9 行目の全て
3 3 ページ	ページの上部中央の標題（付紙第 1 の標題）
	ページの上半分の左上部に記載の小見出し部分
	ページの下半分の左上部に記載の小見出し部分
3 4 ページ	ページの上半分の左上部に記載の小見出し部分
	ページの下半分の左上部に記載の小見出し部分
3 5 ページ	ページの上半分の左上部に記載の枠及び枠内の不開示部分
	ページの下半分の左上部に記載の枠及び枠内の不開示部分
3 7 ページ	表全体の枠及び表の 1 行目

※ ページ番号は、文書の右上部に記載のページ番号を示す。また、「開示すべき部分」の行数及び字数は、空白の行及び字間は数えないものとし、括弧

記号は 1 個につき 1 字として数える。